

TAKAHAMASHI

SHO

【高浜市商工会報】

KOKAI  
NEWS

vol.283

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP:<https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail:takahamaskk@katch.ne.jp



2024. 4. 10

高浜市商工会会員数 = 930事業所 (令和6年3月15日現在)

## 新会員紹介

会員募集中！！

お知り合いで未加入の方がいらしたらぜひご紹介ください。

加入日付順 ※令和6年3月15日現在

事業所名	代表者名	業種
みどり屋一色	一色亮平	造園業
(株) アイラス	鈴木孝明	ゴルフ練習場
p a r t s	清水啓貴	美容室
オートショップレトロ	國場政幸	中古自動車 オートバイ販売

### ○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。正確な記帳を求められる、消費税インボイス制度が始まりました。手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

### ○記帳機械化指導 (パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録(出納帳、振替帳など)を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間:お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会(0566-53-1827)までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。(所得について条件があります)

# 商工会員向け配布物・広告印刷物同封サービスについて

商工会では、配布物・広告印刷物同封サービスを行っています。会員事業所での広告印刷物等を商工会員向け配布物に同封して発送し、当会会員約1,000社へ送付いたします。

配付時期…毎月初旬（配布日等につきましては、別添チラシでご確認ください。）  
印刷物について



- ・印刷物には、「高浜市商工会 会員事業所」であることを明記してください。
- ・承認後、配付部数（お問い合わせください。）を持ち込みください。
- ・同封印刷物は、A4判以下の印刷物とさせていただきます。

※なお、印刷物の内容に関する責任は、すべて同封サービス利用者への帰属となります。  
また高浜市商工会の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負いません。  
情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、当商工会は一切の責任を負いません。

お問い合わせは、高浜市商工会（電話 0566（53）1827）担当 上田まで

## ～刈谷税務署からのお知らせ～

「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税」について

- 本年分の所得税について定額減税が実施されます。  
この制度が実施されることにより、本年6月1日以後最初に支払う給与等につき、源泉徴収を行う際に定額減税を実施することになります。
- 質問やご相談等は、「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター（0570-02-4562）」へご連絡ください。コールセンターの受付時間は、9：00から17：00まで（土日祝除く）です。
- 刈谷税務署では、定額減税の概要や源泉徴収事務について、「給与支払者向け定額減税説明会」を開催しております。説明会は事前申込制で開催しておりますので、開催日程をご確認いただき、事前に申込みの上、ご出席ください。
- 制度の詳細や説明会の開催日程につきましては、「定額減税特設サイト」からご確認ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

URL⇒<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

## 令和6年能登半島地震に係る義援金のお礼とご報告

高浜市商工会では、能登半島地震により被害を受けた商工会地域経済の一刻も早い復興を支援することを目的に、当会員の皆さまに対し義援金の募金活動を行ってまいりました。

会員の皆さまからお寄せいただいた義援金の総額が28,560円となり、日本赤十字社愛知県支部にお届けしたことをご報告させていただきます。

皆さまの温かいご支援、ご協力に感謝申し上げます。

No. 1860 高浜市商工会 様	受領証	税制上の優遇措置
	¥28,560-	この受領証記載の金額は、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）に該当します。
令和6年3月25日	日本赤十字社 愛知県支部 支部長	
	〒461-8561 名古屋市東区白壁1-50 Tel : 052-971-1596	

新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口・電子申請相談窓口 開設中